

2018年度の税制改正で特例事業承継税制が創設されたことで、中小企業の事業承継の機運が高まっています。19年度は個人事業者においても導入され、さらにその加速が予想されます。

しかし、税制は一つの手段であると理解し、事業承継の本質や目的をしっかりと捉えることが重要です。その本質とは、自社の経営改善計画の立案と実践を通じてより収益の高い企業へ磨き上げ、後継者の経営力を育み、会社の永続的発展につなげ、従業員や取引先、社会に貢献できる企業を目指す——ことです。

特例承継計画で認定を受けたA社の例を紹介します。現経営者が経営を引き継いだときには債務超過で倒産寸前の状態でした。数年で経営を立て直し、いまでは無借金経営の優良企業です。10年前に、他社に勤務していた息子を後継者として迎え入れ、技術や経営手法などの伝承に力を注いできました。3年前に息子



税理士法人押田会計事務所  
代表社員 税理士

税理士、行政書士。1991年押田会計事務所開業後、TKC全国会員として資産税システムの開発に携わる。現在はTKC社外取締役。「遺産分割と相続発生後の対策」(共著)など著書多数。

押田 吉真氏

## 「方針書」の策定

の現場から

を取締役、その後代表取締役に取り立て複数代表の体制を敷きました。その際、事業承継の青写真、中期経営計画を策定。これは今後の方向を定めるため、いつ、何をするかを簡単に記入したものです。A社の一番の悩みは自社株評価の高さでしたが、今回の特例事業承継税制により税負担の心配が軽減できました。そこで、新たな計画表となる「事業承継方針書」を作成しました。この作成は以下の手順となります。

まず経営者と後継者などがSWOT分析などで会社の現状の分析を行い、将来性が見込める分野に経営資源を集中する方針を決定します。また、10年程度の長期経営計画を組

## 支援機関の助言カギ

み、売上高・経常利益・借入金残高・必要資金などの数値を記入します。

次に資本政策です。現在の自社株の相続税評価額を算定し、経営計画による今後の株価の推移を見通します。株が分散している場合にはこれを集中させることも必要です。

同時に経営者個人の資産評価額を算出し相続税概算額を把握します。自社株の承継は暦年贈与が基本ですが、評価額が高ければ効果は低く特例事業承継税制の適用を検討します。この場合でも自社株の評価を引き下げます。その上で、民法特例にも配慮し贈与の実行時期を方針書に記入します。経営者は後継者への権限移譲のために代表権返上の時期を決断し、後継者は経営力を磨くため外部機関での研修計画なども組み入れます。

事業承継方針書の策定に際しては、自社をよく知る認定経営革新等支援機関の助言・指導を受けることが何よりも成功への鍵といえます。

## 事業承継